北海道オホーツク総合振興局告示第119号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の５第１項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

令和８年10月19日

北海道オホーツク総合振興局長　大浦　正和

１　資格及び売払をする物品等の種類

令和８年度において道が締結しようとする（１）に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、（２）に定めるものとし、当該契約により売払をする物品等の種類は、（３）に定めるものとする。

（１）契約

令和８年10月19日に一般競争入札の公告を行う物品の売払契約

（２）資格

物品の売払契約に関する資格（以下「資格」という。）

（３）物品等の種類

スクラップ（鉄くず）　ヘビーＨ１

スクラップ（鉄くず）　ヘビーＨ２

スクラップ（鉄くず）　ヘビーＨ３

２　資格要件

次のいずれにも該当すること。

（１）地方自治法施行令第167条の４第１項各号に掲げる者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。

（２）地方自治法施行令第167条の４第２項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

（３）道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

（４）暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

（５）暴力団関係事業者等でないこと。

（６）次に掲げる税を滞納している者でないこと。

ア　道税（道が賦課徴収するものに限る。以下同じ。）

イ　本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

ウ　消費税及び地方消費税

（７）次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。

ア　健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

イ　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

ウ　雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第７条の規定による届出

（８）公安委員会の金属くず商許可を得た者であること。

（９）北海道内に本店、支店又は営業所等を有すること。

３　資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

（１）申請の時期

資格審査の申請は、令和８年 10 月 19 日（月）から同年 10 月 30 日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前９時（初日は午後１時）から午後５時（最終日は午後３時）までの間にしなければならない。

（２）申請書類の入手方法

資格に関する事務を担当する組織で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、Ａ４判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量 100 グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手を添えて、資格に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道オホーツク総合振興局総務課のホームページ（https://www.okhotsk.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/nyuusatsu_annai.html）においてダウンロードすることができる。

（３）申請の方法

資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。（郵送及び電子メールによる提出可能。ファイル形式は PDF、Word 又は Excel に限る。）

ア　提出先の所在地　　郵便番号 093-8585　網走市北７条西３丁目

イ　提出先の名称　　北海道オホーツク総合振興局総務課

ウ　提出先のメールアドレス　　okhotsk.juhin1@pref.hokkaido.lg.jp

４　資格審査の再申請

（１）再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア　資格を有する者の当該資格に係る事業又は営業を相続、合併又は譲渡により承継した者

イ　中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）又は商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会（企業組合及び協業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの

ウ　企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

（２）再申請の方法

再申請しようとする者は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

５　資格の有効期間及び当該期間の更新手続

（１）資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から１の（１）に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

（２）有効期間の更新

資格は１の（１）に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

６　資格の喪失

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、資格を失う。

（１）２に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。

（２）資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

７　資格に関する事務を担当する組織

（１）名称　　北海道オホーツク総合振興局総務課

（２）所在地　　郵便番号 093-8585　網走市北７条西３丁目

（３）電話番号　　0152-41-0608